

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1	府省庁名 <u>環境省</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	株式会社脱炭素化支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の創設	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>株式会社脱炭素化支援機構（以下「機構」という。）は、2030年度目標（温室効果ガス排出量2013年度比46%削減等）及び2050年カーボンニュートラル実現の達成と、地域脱炭素による地域の魅力と質を向上させる地方創生の実現に向けて、「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定）に基づき、国全体であらゆる分野において脱炭素への移行につながる取組を加速させるため、産業投資と民間資金を財源とする新たな官民ファンドとして、第208回国会において地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）の改正を行い、これに基づき設立する株式会社である。</p> <p>機構は、民間企業等による意欲的な脱炭素事業への継続的・包括的な資金支援の一環として、前例に乏しい、認知度が低い等の理由から資金供給が難しい脱炭素事業活動等に対する資金供給を行うこと、具体的には、再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入、資源循環や森林吸収源対策等の事業に対し、出資、メザニンファイナンス等を行うことで、その活動を支援する。令和4年度には財政投融资（産業投資）から最大200億円、民間企業・金融機関から102億円の出資を受ける見込みであり、来年度はさらに400億円の財政投融资（産業投資）及び200億円の政府保証を要求しているところ。</p> <p>また、現在、「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明した地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、本年7月末時点で758自治体（42都道府県、445市、20特別区、213町、38村）、総人口では約1億1,852万人にもものぼっており、脱炭素化に資する事業の創出が多く、地方公共団体にとって地域行政活動の一環として取り組まれるものとなっている中、本機構は大きな役割を果たしうるものである。</p> <p>実際に、機構の設立当たっては、令和3年11月22日開催の財政制度等審議会財政投融资分科会において、委員より「地域の脱炭素化に向けては、やはり力強いリーダーシップ、政策支援が必要でありまして、地域脱炭素ロードマップの下でこうしたファンドが設立されるということには一定の意義がある」との評価があった。</p> <p>また、改正法案の法案審議においても、本機構の地方創生への貢献に対する期待が多く示されるとともに、参考人として出席した所沢市長や真庭市長といった地方公共団体の首長からの改正法案への期待・賛成の表明がなされ、全会一致で賛成・可決されたところであり、地域における機構の役割への期待は高い。</p> <p>さらに、機構への民間出資についても、地方公共団体と関係が深い地域金融機関が多数出資することが見込まれている。本機構がリスクマネーを供給し脱炭素投資の呼び水となることにより、地域金融機関による地域の脱炭素事業に対するプロジェクトファイナンス等の実現を加速するとともに、それが地域における雇用創出及び新たなサービスの提供に繋がるなど、地域の経済界においても、機構を通じた地域経済への貢献について期待が高まっている。</p> <p>加えて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ クリーンエネルギー戦略中間整理においては、地域主導の脱炭素移行の取組の一つとして、「ふるさと融資制度とも連携し、設立予定の株式会社脱炭素化支援機構による着実な出資実行」と、 ・ 「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4年6月7日閣議決定）においては、地域における脱炭素化の推進の具体的取組の一つとして、「設立予定の株式会社脱炭素化支援機構による脱炭素投資の一層の誘発・財政投融资を活用して脱炭素化に資する事業を支援する機構を通じて、エネルギーマネジメント等のデジタル技術により地域の再エネ等を有効活用する取組等を支援する」 	

と位置付けられている。

ふるさと融資制度については、その位置づけを踏まえ、機構が支援した事業者は最も高い融資比率及び融資限度額とするとともに、各種要件の特例を適用することとしている。

以上の通り、機構は、国、地方公共団体及び専門家それぞれから、地域行政・地方創生への貢献が強く求められている。

加えて、機構は、温対法において、出資等の資金供給だけでなく、専門家の派遣や助言等のソフト支援を行うことも業務の範囲として規定されている。

その上で、衆・参両環境委員会において、「支援対象事業の選定において、収益性や政策性のみならず、地域の環境への配慮という視点も重視し、(略)地域との共生を確保することを求めること。また、全国の再生可能エネルギー事業等の地域における導入にあたっての課題を十分に把握すること。さらに、地域の金融機関と積極的に情報交換を図ること。」との附帯決議が附されたとおり、再生可能エネルギー等の導入に係る開発について、地域トラブルを起こすような再エネには投資せず、資金供給時に環境配慮・地域共生がされた事業であることを丁寧に確認し、資金供給後も、事業が問題なく実施されていることを確認するとともに、民間の金融機関に対してその経験やノウハウを提供する等により、今後の金融機関の投融資の模範となることが強く求められている。

さらに、再エネ政策の今後の進め方の柱の一つとして、既設再エネの最大限活用のため、増出力・長期運転に向けた追加投資の促進が掲げられている(2022年8月24日GX実行会議(第2回)「日本のエネルギーの安定供給の再構築」(GX実行推進担当大臣))が、この政策課題に対して、特に課題の多い、小規模太陽光について、機構による資金供給支援ともよく連携して集約化・長期電源化を促していくことが提起されている(総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(第44回)(2022年8月17日))。

以上の通り、機構は、現時点では収益面等で課題があっても民間だけでは実施が困難な事業領域であっても、政策的意義の観点から、資金供給支援や専門家派遣その他助言業務を行うことが求められている。

こうした役割を有する機構について、「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)においては「資金供給(脚注:地域脱炭素移行・再エネ推進交付金や、地球温暖化対策推進法の改正により設置される脱炭素化支援機構の取組を含む)等を通じ、地域の脱炭素トランジションに向けた投資を含め、地域脱炭素の加速化を図る」と、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(令和4年6月7日閣議決定)においては「財政支援等による地域の脱炭素トランジションへの投資を含む地域脱炭素加速化」と、「フォローアップ」(令和4年6月7日閣議決定)においては「2023年度に、国地方連携の下、地域共生再エネ等を通じた地域での脱炭素化の取組を拡大・加速化するため、交付金の交付や脱炭素化支援機構による出資等を行う。」とされており、今後の金融機関の投融資の模範となるような案件を形成し、支援実績を確実に拡大していくことが必要である。

特に、現在、こうした事業実施に係る地域の事業者や金融機関の知見・ノウハウが蓄積されていないこと、環境配慮・地域共生の確保に係る手法が確立されていないことから、とりわけ機構の設立初期段階から、積極的なリスクマネー供給や民間への情報提供や助言業務を通じた模範的役割を果たすことが求められる。また、例えば再エネ政策を推進するために課題が多い事業形態に対して資金供給支援をしていくことなど、政策的要請に応じた業務を行う必要が生じる。

こうしたことから、機構は、金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するリスクマネーの供給を行うために十分な財務基盤を有していることが求められ、必然的に多額の資本金等が必要となる。一方で、資本割による多額の税負担により、業務遂行のための十分な財産基盤が損なわれ、上記の役割を果たせなくなるおそれが生じるころ、これを回避する措置が必要となる。

・特例措置の内容

機構について、令和5年4月1日から令和33年3月31日(温対法第36条の27第2項により定められた、

<p>〔関係条文〕</p>	<p>保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない期限)までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、法人事業税の資本割に係る課税標準額を、銀行法施行令で定める銀行の最低資本金の額(20億円)とみなす特例措置の新設を要望するもの。</p> <p>〔地方税法第72条の12第2号〕</p>
<p>減収 見込額</p>	<p>[初年度] ▲358 (—) [平年度] ▲1,560 (—) [改正増減収額] — (単位:百万円)</p>
<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 機構を活用し、前例に乏しく出融資の評価が難しい、認知度が低く関係者の理解が得られにくいといった脱炭素事業への民間資金を呼び込むことにより、地域資源を活用した脱炭素事業の普及拡大に貢献するとともに、収益性のみならず、環境配慮・地域共生も確保しながら出融資を行うことで、地域と共生する形で、2030年度目標(温室効果ガス排出量2013年度比46%削減等)及び2050年カーボンニュートラル実現という目標の達成に貢献する。</p> <p>(2) 施策の必要性 機構がその業務を遂行するためには十分な財産基盤を有していることが望ましく、多額の資本金が必要となるが、資本金等の全額が法人事業税の外形標準課税の対象となった場合、資本割による多額の税負担が生じることになり、業務遂行のための財産基盤が損なわれるおそれがある。従って、法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置(資本金等の額を銀行法施行令で定める銀行の最低資本金(20億円)とする、法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置)を講じることにより、機構の税負担を軽減させることが不可欠である。</p> <p>なお、機構の前身である一般社団法人グリーンファイナンス推進機構は、環境省の補助事業「地域脱炭素投資促進ファンド事業」として、地域貢献・共生型の再エネ事業に対する投資活動を行ってきたが、当該事業は収益事業ではないため、法人事業税の課税対象ではない。こうした中で、当該事業は、プロジェクト投資ベースでは黒字を確保している一方、令和2年度末時点で▲14億円の累積損失が計上されている。新しい機構において、従来と同じように地域脱炭素を促進するための地域貢献・共生型の事業に対して長期的にリスクマネーを供給し、地域経済への貢献に資する投資活動を行うためには、業務遂行のための財産基盤を確保すべく、税負担を軽減させることが必要不可欠である。</p>
<p>本要望に 対応する 縮減案</p>	<p>—</p>



合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 地球温暖化対策の推進 1-1. 地球温暖化対策の計画的な推進による脱炭素社会づくり 8. 環境・経済・社会の統合的向上 8-2. 環境に配慮した地域づくりの推進																				
	政策の達成目標	2030 年度目標（温室効果ガス排出量 2013 年度比 46%削減等）や 2050 年カーボンニュートラルの達成及び地方創生の実現に向けた数兆円規模の脱炭素投資の誘発																				
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	機構が株式等の譲渡その他の処分等を行うよう努めなければならないとされている期間（令和 33 年 3 月 31 日）																				
	同上の期間中の達成目標	上記「政策の達成目標」に同じ。																				
	政策目標の達成状況	—																				
有効性	要望の措置の適用見込み	約 437 億円(令和5年度～令和 32 年度の累計) (算出根拠) ・機構における資本金等の額 令和4年度 :302 億円(政府出資 200 億、民間出資 102 億)の見込み。 令和5年度以降:毎年度 400 億円ずつ増資し、事業終了5年前(令和 28 年度)からは増資しないと仮定。 ※資本金等が [※] 1,000 億円を超える場合の圧縮措置(法 72 条の 21) 1,000 億円以下の金額……………100% 1,000 億円を超えて 5,000 億円以下の金額…50% 5,000 億円を超えて1兆円以下の金額……………25% 1 兆円超の資本金等……………1 兆円とみなす(上限規程)) ・法人事業税(資本割)納付額＝資本金等の額×税率(東京都)0.525% 令和5年度～令和 32 年度における各年度の法人事業税(資本割)納付額の例 (単位:億円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度</th> <th>令和 12 年度</th> <th>令和 28 年度</th> <th>令和 32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特例措置適用前</td> <td>3.7</td> <td>11.8</td> <td>21.7</td> <td>21.7</td> </tr> <tr> <td>特例措置適用後</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>減収額(各年度)</td> <td>3.6</td> <td>11.7</td> <td>21.6</td> <td>21.6</td> </tr> </tbody> </table>		令和5年度	令和 12 年度	令和 28 年度	令和 32 年度	特例措置適用前	3.7	11.8	21.7	21.7	特例措置適用後	0.1	0.1	0.1	0.1	減収額(各年度)	3.6	11.7	21.6	21.6
		令和5年度	令和 12 年度	令和 28 年度	令和 32 年度																	
特例措置適用前	3.7	11.8	21.7	21.7																		
特例措置適用後	0.1	0.1	0.1	0.1																		
減収額(各年度)	3.6	11.7	21.6	21.6																		
要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	機構がその業務を遂行するに当たり、多額の資本割が課されれば、機構の財産基盤が維持できなくなるおそれがあるため、当該特例措置を創設することが機構の業務の遂行上必要不可欠である。本措置を講じることにより、上記「政策の達成目標」の達成に寄与する。																					
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	同一の目的であるほかの措置はない。																				
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																				

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>本措置を講じることにより、機構において利益に関わりなく流出する租税公課が減額され、貸借対照表の純資産の部が改善し、財務基盤が維持・強化される。これは、利益に関わりなく流出する租税公課の分を事後的に追加出資や補助金等で手当てするよりも執行コストが小さく妥当である。</p> <p>なお、(株)地域経済活性化支援機構、(株)東日本大震災事業者再生支援機構及び(株)民間資金等活用事業推進機構でも同様の措置が講じられている。</p>
税負担軽減措置等の適用実績	—	
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—	
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—	
前回要望時の達成目標	—	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯	—	